

地域福祉推進計画（案）について

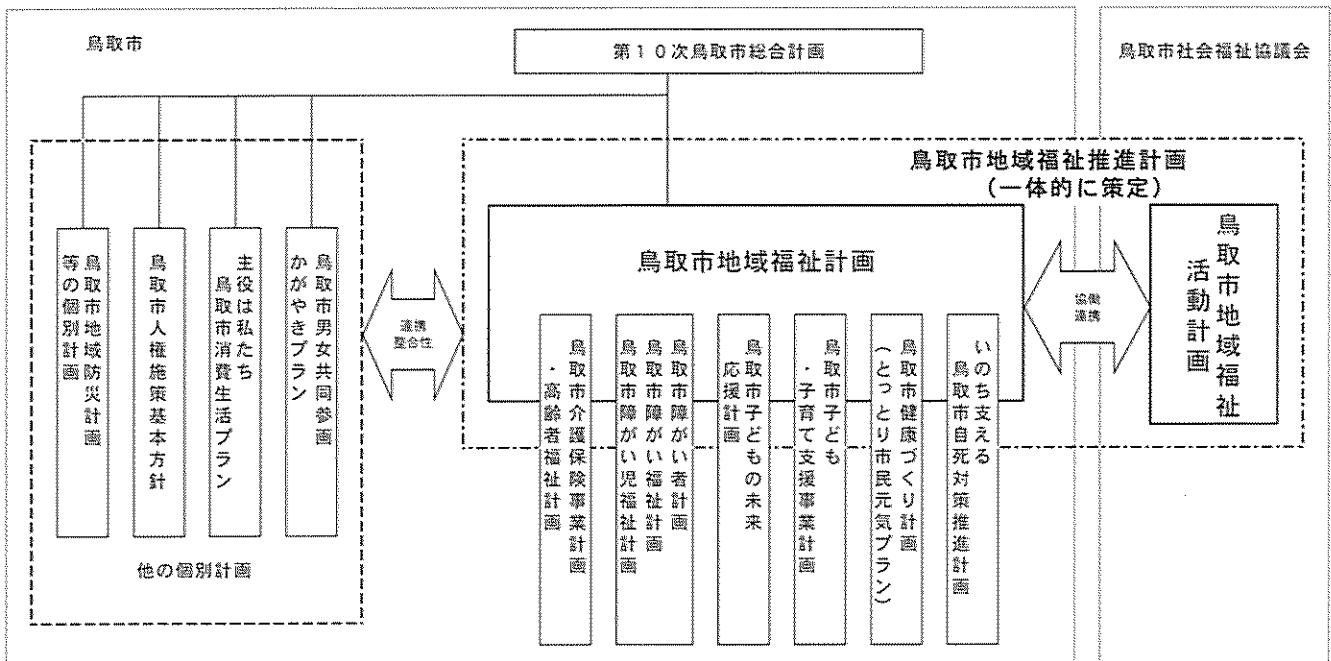
1 地域福祉推進計画について（計画 P.9～17）

「地域福祉計画」は、社会福祉法 107 条の規定に基づき策定するもので、共に助け合い、支え合いながら暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定め、かつ、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画となるものです。

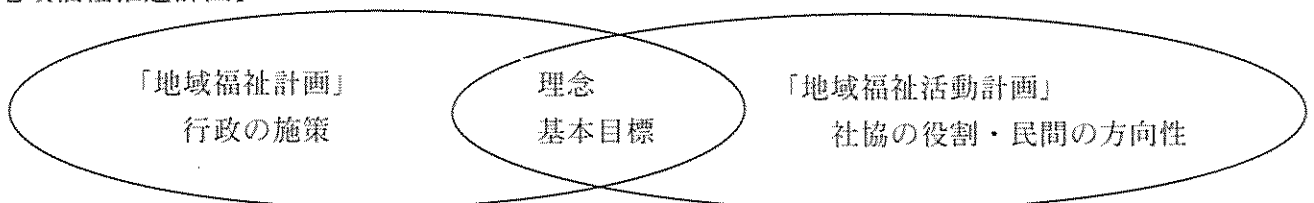
また、「地域福祉活動計画」は社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

本市の地域福祉の着実かつ効果的な推進を図るため、社会福祉協議会と市が両計画の策定を協働し、「地域福祉推進計画」として一体的に策定します。

【計画の位置づけ・他の福祉計画との関係性】



【地域福祉推進計画】



2 計画の期間

介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、平成31年度から平成36年度までの6年間の計画として策定します。

3 計画の体系 (計画 P.42~75)

基本理念	みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしていけることができる 福祉のまちづくり
基本原則	○ 基本的人権の尊重 ○ 参画と協働の促進 ○ 地域共生社会の実現

【基本目標】

【基本計画（基本施策）】

**I
住民参加と
地域福祉
活動の促進**

1 地域における福祉活動の推進・支援 【重点取組 1】

- (1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立
- (2) 地区を単位とする相談機能の確立
- (3) 地区を単位とする福祉活動の充実
- (4) 町内会・集落における福祉活動の促進

2 様々な主体による福祉活動の促進

- (1) ボランティア・市民活動センターの機能強化
- (2) 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化

3 福祉学習の推進と担い手づくり 【重点取組 2】

- (1) 福祉学習のプラットフォームづくり
- (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進
- (3) 地域を対象とする福祉学習の推進

4 福祉活動促進のための基盤強化

- (1) 組織体制の強化
- (2) 財源の強化

**II
相談支援と
権利擁護
体制の強化**

1 包括的支援体制の構築 【重点取組 3】

- (1) 総合相談体制の充実
- (2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり

2 権利擁護機能の強化

- (1) 権利擁護支援センターの機能強化
- (2) 市民後見人の育成促進
- (3) 虐待の防止と対応の強化

3 情報提供体制の充実

**III
地域で安心して
暮らせる
基盤づくり**

1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進

2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開

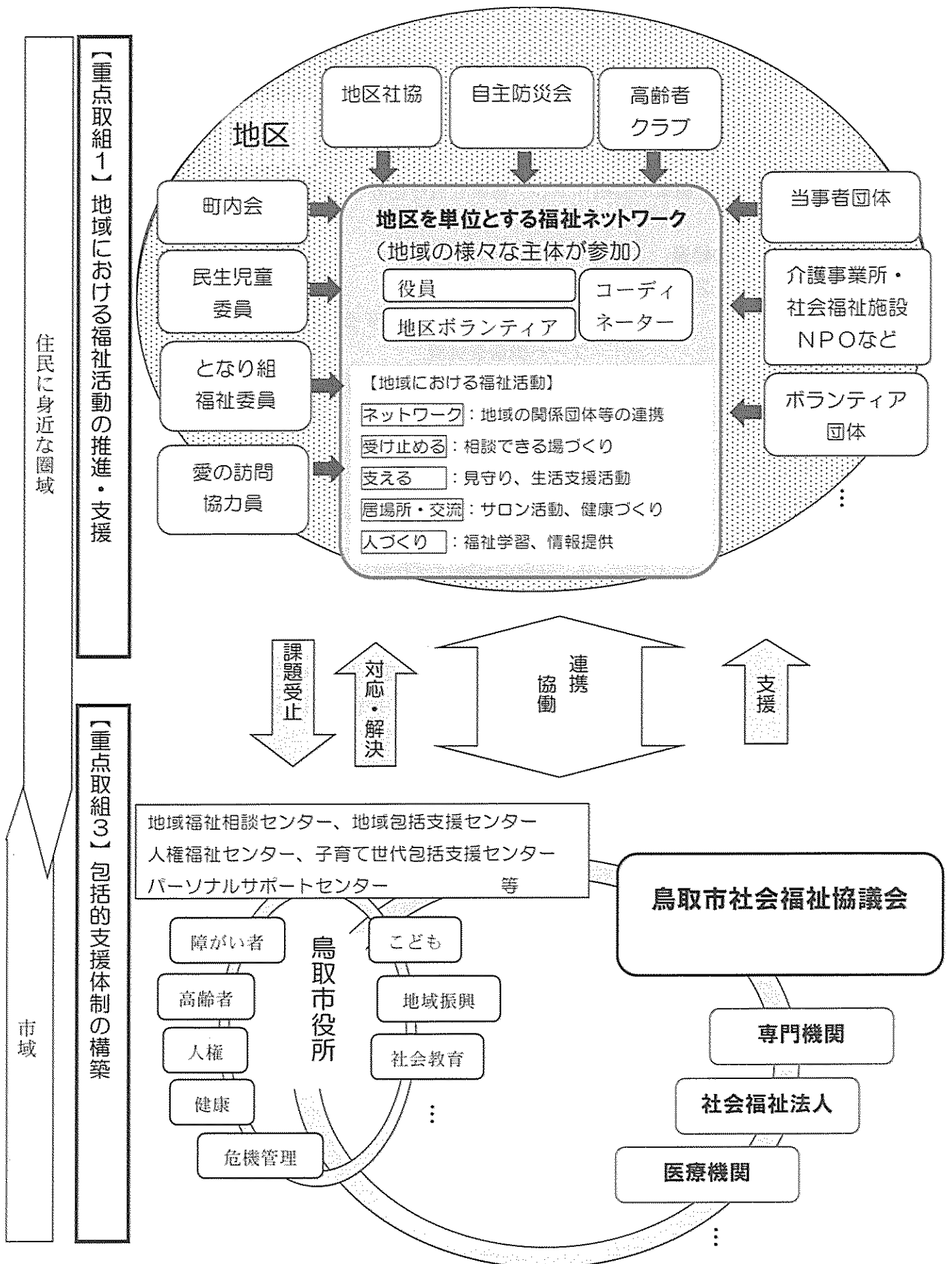
3 福祉人材の確保・育成

4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保

5 福祉と連携したまちづくりの促進

6 企業の社会貢献活動の促進

地域共生社会の実現に向けた福祉活動推進体制のイメージ



4 作成・進捗管理体制（計画 P.78～83）

外部委員17名（地域福祉活動団体・法人、地域団体、学識経験者、公募市民等）で構成される「鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」（以下「作成委員会」とします。）において本計画を審議し、市民政策コメントも経て計画案を作成しました。策定後は進行管理を行います。

また、庁内組織としては、福祉部、健康こども部、教育委員会等の関係課で構成するチームにおいて計画案の協議作成し、着実な取り組みを進めます。

5 本計画の作成の経過（計画 P.18、81）

- 平成29年 12月 市民アンケート調査
地域福祉の推進に関する住民意識調査のため、市民アンケート調査を実施
（18歳以上の市民2500人、回答率48.8%）
- 平成30年 5月29日 第1回 作成委員会開催
市民アンケート調査を中心に本市の地域福祉の現状と課題に関する意見交換
- 7月 3日 グループインタビュー調査
地域福祉の実情や問題点、課題や市民ニーズ等の把握のため、地域福祉関係活動団体（18団体）へのグループインタビュー（座談会形式の小集団面接調査）を実施
- 7月30日 第2回 作成委員会開催
市民アンケート調査、グループインタビュー調査等をもとに本市の地域福祉の課題に関する意見交換
- 8月27日 第3回 作成委員会開催
本市の地域福祉の課題及び課題解決に向けた取り組みの方向性に関する意見交換
- 10月29日 第4回 作成委員会開催
たたき台をもとに本計画のまとめ方、施策の展開についての審議
- 12月 7日 第5回 作成委員会開催
素案により本計画の内容についての審議
- 12月18日 市民政策コメントの実施（平成31年1月11日まで）
- 平成31年 1月29日 第6回 作成委員会開催
原案により本計画の内容についての審議